

原価計算システム調達に係る契約書（案）

沖縄県立八重山病院院長 篠崎 裕子（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおりの調達契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、本契約の第3条で規定する物品を購入し、乙はこれ売却するものとする。

（信義誠実）

第2条 甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実に本契約に関わる業務を履行するものとする。

（本件契約に関わる業務の処理方法）

第3条 乙は、別で定める「沖縄県立八重山病院原価計算システム基本仕様書」（以下「要求仕様書」という。）に従って処理しなければならない。

2 前項の要求仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（納入期限等）

第4条 乙は、要求仕様書に定められた原価計算システム、サービス、ドキュメント類等を令和2年3月31日までに次条で定める納入場所へ業務で正常に稼働できる状態で納入し、甲の職員による検収に合格しなければならない。

2 前項で規定する物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。

（納入場所）

第5条 納入場所は沖縄県石垣市真栄里584-1番地 沖縄県立八重山病院とする。

（契約金額）

第6条 甲は、本契約に対する契約金額として 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。） 〇〇〇,〇〇〇円）を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する消費税等の額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

3 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金の金額は、契約金額の100分の10を乗じて得た金額とする。

(又は 本契約にかかる契約保証金は、免除する。)

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、本件契約業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合には、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、乙が本件契約業務を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、当該第三者は乙と同様の義務を甲及び乙に対して負うものとする。この場合乙は、再委託先に対し、第17条および第18条の規定に関わらず機密情報及び個人情報を取り扱わせることができるものとする。再委託先から再委託を行なう場合も同様とする。

(権利義務譲渡の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(保証等)

第10条 乙は、納品物が第三者の著作権、工業所有権、その他の権利を侵害した場合、甲からの委任を受け対応するものとする。この場合、甲は、乙の支援を行なうものとする。ただし、甲の指定した仕様、甲による納品物の改変、その他甲の責めに帰すべき事由に起因する場合にはこの限りではない。

2 納品物に関して、第三者の著作権、発明等その他一切の知的財産権を侵害していることを理由に第三者との間に紛争が生じ、当該紛争により損害を受けた場合は、甲は乙に対して直接の結果として実際に発生した通常損害に限り、請求できるものとする。ただし、甲の指定した仕様、甲による納品物の改変、その他甲の責めに帰すべき事由に起因して当該紛争が生じた場合には、乙は損害賠償の義務を負わないものとする。

(事業主の責任)

第11条 乙は、本契約業務の履行において、事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものとする。

2 乙は、本契約業務に従事する要員に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。乙からの再委託先、再々委託先に関しても同様とする。

(契約処理責任者等)

第12条 乙は、本契約業務の履行に関し契約処理責任者、業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。契約処理責任者および業務担当技術者を変更した場合も同様とする。

2 契約処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができる。

(資料等の貸与及び返還)

第 13 条 乙から甲に対し、本契約業務の遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合は、甲乙協議の上、甲は乙に対してこれらの提供を行うものとする。

2 甲から提供を受けた資料等が本契約業務の遂行上不要となった場合、乙は遅滞なくこれらを甲に返還し、又は甲の指示に従った措置を行なうものとする。

(資料等の整理)

第 14 条 乙は、甲から貸与された本契約業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、本契約業務以外の用途に使用してはならない。

(進捗状況の報告等)

第 15 条 乙は、本契約業務の実施に際して適切な品質管理を行うとともに、甲に対して本契約業務の進捗状況について報告を行なわなければならない。

2 前項の期日については、甲乙の協議により定めるものとし、甲は報告を求め又は必要な調整を行なうことができる。

(実地検査)

第 16 条 甲は、本契約に規定する事項を確認するため、乙と協議の上、本契約業務の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

(機密保持)

第 17 条 甲及び乙は、相手方から知り得た機密情報を善良なる管理者の注意をもって機密に保持するものとし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲及び乙は次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報として取り扱わないものとする。

(1) 機密保持義務を負うことなくすでに保有している情報

(2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4) この契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 甲及び乙は、相手方から機密情報の開示を受けた事実及びその存在の有無を第三者に開示又は漏洩してはならない。

3 甲及び乙は、機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。

4 乙は、第 8 条第 2 項を除き、書面による甲の承諾なくして本契約に関連して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約が履行され、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第18条 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、別記「個人情報取扱特記事項」とこの契約本文の規定が相違するときは、この契約本文の規定を優先するものとする。

(完了検査等)

第19条 乙は、本契約第4条で規定する納入期限までに原価計算システム、サービス、ドキュメント類等の納入を完了させ、甲に業務完了報告を行うものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けた日から履行期限までに納品物の最終検収を行い、最終検収に合格したときは、その旨を乙に書面にて通知するものとする。検査において、甲は、乙に立ち会い及び内容説明を求めることができる。甲が乙から業務完了報告を受けたにもかかわらず、甲が履行期限内に検査結果の通知を乙になさない場合には、履行期限の到来をもって最終検収に合格したものとみなす。
- 3 前項の最終検収に合格したときをもって、納品物の引渡し及び契約が完了したのものとする。
- 4 納品物の所有権は、引渡しが完了したときに乙から甲に移転するものとする。
- 5 乙は、本契約における納品物が第2項の検査に合格しないときは、履行期限を過ぎてもこれを補正しなければならない。前4項の規定は、この項の規定による補正についても準用する。
- 6 乙は、納品物の構築に際しては、納品物が本件提案（ただし、提示条件の性能又は水準を満たさない提案については、提示条件に合致するよう修正された内容とする。以下同じ。）所定の性能及び水準に合致するものとなるよう必要な措置を講じるだけでなく、納品物の構築に関して甲から指示、要求等を受けた場合には、それらが明らかに不合理なものでない限り、かかる指示、要求等を尊重するものとする。なお、かかる甲の指示、要求等を尊重することは本契約に定める乙の責任（損害賠償責任を含むがこれに限られない。）を免れさせるものではない。
- 7 甲は、本条の規定に従って検査した結果に基づき、乙が構築した納品物をもってしては、要求仕様書および提案書において示された性能及び水準を実現することができないと判断するに至った場合であっても、第6条に定める契約金額を減額したうえで、当該納品物を最終検収に合格したものと取り扱うことができる。

(契約金額の請求及び支払い)

第20条 乙は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、甲に対し、第6条に定める契約金額の支払いを請求するものとする。

- 2 第4条第2項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し分割支払をすることができる。

- 3 甲は、第1項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第21条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの通知を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
- (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 乙の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であった場合
- (6) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていた場合
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していた場合
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていた場合
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していた場合
- (10) その他前各号に準ずるようなこの契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。

2 甲又は乙は、相手方がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めての催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、前項の規定により乙に生じた損害については、納品物の仕掛割合に応じた相当の対価を、乙と協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額の損賠賠償を甲に支払わなければならない。

2 甲又は乙は、この契約に違反したことにより相手方に対し実際に通常かつ直接の損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議の上、本契約金額相当を上限として定めるものとする。
- 4 乙は、本件契約業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその賠償をしなければならない。

(納入期限の延長)

第 23 条 乙は、原価計算システム、サービス、ドキュメント類等の納入を納入期限内に履行することができないおそれがある事由または状態を認識した場合は、直ちに、甲に対して、その旨と具体的な理由を書面で報告しなければならない。なお、乙は、かかる報告を行うことによって、本契約に基づく義務の履行、債務不履行責任、損害賠償責任等その他の責任を免れるものではない。

- 2 前項の規定による報告があった場合において、同項の事由が乙の責めに帰することができないものと認めるときは、甲は相当と認める日数の延長を認めるものとする。その際、履行期限についても、甲が相当と認める日数の延長を認めるものとする。

(遅延違約金)

第 24 条 前条第 1 項の規定による報告があった場合において、同項の事由が乙の責めに帰する場合であっても納入期限後に確実に履行される見込みがあると認めるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して相当と認める日数の延長を認めることができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき、納入期限の翌日から納入した日までの遅延日数に応じ、年 2.7%の割合を乗じて計算した額とする。ただし、天災、地変その他の乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。
- 3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
- 4 甲の責めに帰するべき理由により第 20 条の規定による契約金額の支払いが遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.7%の割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(事故発生の通知)

第 25 条 乙は、本契約業務の完了前に事故を生じたときは、速やかにその状況を書面により甲に通知しなければならない。

- 2 前項の事故が、個人情報の漏洩、滅失、損傷等の場合には、漏洩、滅失、損傷等した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに甲に報告しなければならない。

(著作権等の取扱い)

第 26 条 甲及び乙は、本契約遂行の過程で生じた特許権・実用新案権（以下、「特許権等」という。）の帰属については、次のとおりとする。

- (1) 甲が単独で行なった発明・考案（以下、「発明等」という。）から生じ特許権等は甲単独に帰属するものとする。
 - (2) 乙が単独で行なった発明等から生じ特許権等は乙（発明を行なった構成員）単独に帰属するものとする。
 - (3) 甲及び乙が共同で行なった発明等から生じた特許権等については、甲乙共有とする。この場合、甲及び乙は、これら特許権等の全部につき、それぞれ相手方の承諾及び対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し、本契約業務運用に必要な範囲で、通常実施権を許諾できるものとする。
- 2 前項に定める甲又は乙（発明を行なった構成員）単独に帰属する特許権等が納品物に適用されている場合は、甲及び乙（発明を行なった構成員）は、本契約業務運用に必要な範囲内で、相手方に無償の通常実施権を許諾するものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約遂行の過程で生じた成果物の著作権については、以下のとおりとする。
- (1) 新規に作成された成果物の著作権については、第 19 条の完了検査合格をもって、甲乙共有とする。この場合、甲及び乙は、成果物につき、それぞれ相手方の承諾及び対価の支払いなしに自由に利用を行い、あるいは第三者に利用させることができる。
 - (2) 甲又は乙が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ甲又は乙に帰属するものとする。この場合、乙は、甲に対し、本契約業務運用に必要な範囲内で、無償で使用を許諾するものである。
- 4 本条の規定は、本契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約終了後もその効力を有する。

（瑕疵担保責任）

- 第 27 条 検収によって発見できない乙の責に帰する事由による瑕疵が発見され、甲が乙にこれを申し出たときには、乙は、当該瑕疵について無償による補修の責に任ずる。
- 2 前項の瑕疵担保責任の期間は、第 19 条第 2 項における、甲乙が最終検収の合格を確認した日から起算して 1 年間とする。
- 3 第 1 項の規定に基づき、乙が補修の責に任ずる瑕疵に起因して、甲が実際の通常かつ直接の損害を被った場合、甲は乙に対し、当該損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害および逸失利益については、乙は賠償責任を負わないものとする。

（契約の費用）

- 第 28 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 29 条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄とする裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協 議)

第 30 条 本契約の各条項もしくは要求仕様書の解釈について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲と乙の双方が信義誠実の原則に従った協議の上、これを解決し、書面により確認を行なうものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県石垣市真栄里 5 8 4 - 1 番地
沖縄県立八重山病院
院 長 篠崎 裕子

乙 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○ ○○ ○○

(別 記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、本契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、本契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、本契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、本契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、本契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、本契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。